資料2

トラックGメンの概要について

トラックGメンの設置による荷主・元請事業者への監視体制の強化

国土交通省近畿運輸局

- **トラックドライバー**は、労働時間が長く、低賃金にあることから、**担い手不足が喫緊の課題**。
- 働き方改革の一環として、2024年4月から**ドライバーに時間外労働の上限規制（年960時間）が適用**されるが、これによる**物流への影響が懸念（「2024年問題」）**。
- 国土交通省では、**貨物自動車運送事業法に基づく荷主等への「働きかけ」「要請」等による是正措置**を講じてきたが、2024年問題を前に、強力な対応が必要。
- このため、新たに**「トラックGメン」を設置することで荷主等への監視体制を緊急に強化し、荷主対策の実効性を確実なものに**。

⇒ 令和5年7月21日（予定）、162名体制※で本省及び地方運輸局等に設置

※緊急増員80名（本省２名、地方運輸局等19名、運輸支局等59名）、既存定員との併任等82名（本省13名、地方運輸局等16名、運輸支局等53名）

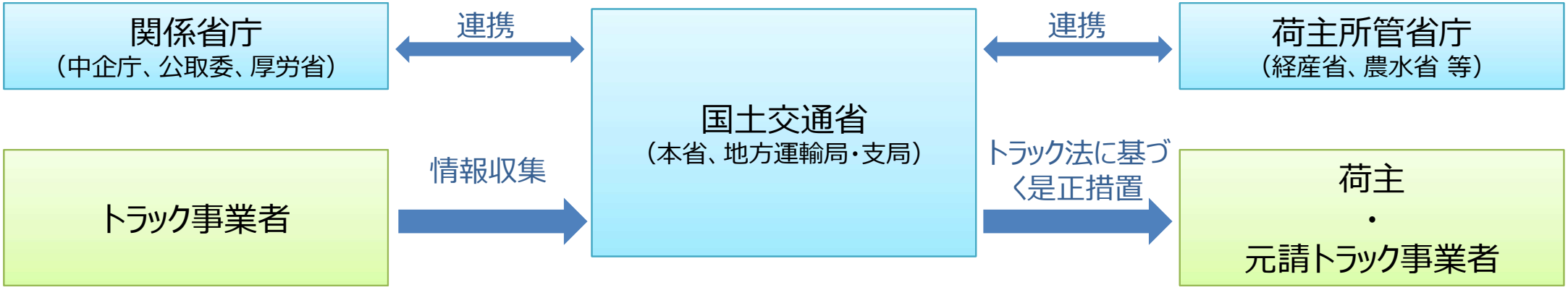

トラックGメンの設置による荷主等への監視体制の緊急強化

トラック事業者への**プッシュ型の情報収集**を開始し情報収集力を強化（2023年度～）	トラック法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」制度※の**執行力を強化**（2023年度～）

※2018年に議員立法で制定。2023年6月に適用期限を「当分の間」に延長。

改正の目的

【成立：令和5年6月14日、公布・施行 ： 令和5年6月16日】

- 令和6年4月からの時間外労働の上限規制を見据え、平成30年の議員立法において時限措置として、**「標準的な運賃」と「荷主対策の深度化」の制度を創設**
- 一方、新型コロナウイルスや原油価格高騰などの影響を受け、トラック事業者の経営状況はいっそう厳しさを増しており、荷待ち時間の削減や適正な運賃の収受等により、**労働条件を改善し、担い手を確保するための取組は道半ば**
- 働き方改革の実現と安定的な輸送サービスを確保するため、**「標準的な運賃」や「働きかけ」等の制度を継続的に運用することが必要**

改正の概要

改正前　**【時間外労働規制が適用される（令和6年3月）までの時限措置】**

荷主対策の深度化

トラック事業者の法令遵守に係る**国土交通大臣による荷主への働きかけや要請等**の規定

違反原因行為を荷主がしている疑いがあると認められる場合 → **働きかけ**

荷主が違反原因行為をしていることを疑う相当な理由がある場合 → **要　請**

要請してもなお改善されない場合 → **勧告・公表**

標準的な運賃

運転者の労働条件を改善し、**持続的に事業を運営**するための参考指標としての「**標準的な運賃**」制度（令和2年4月告示）　⇒セミナーや各種協議会による周知・浸透

違反原因行為の割合

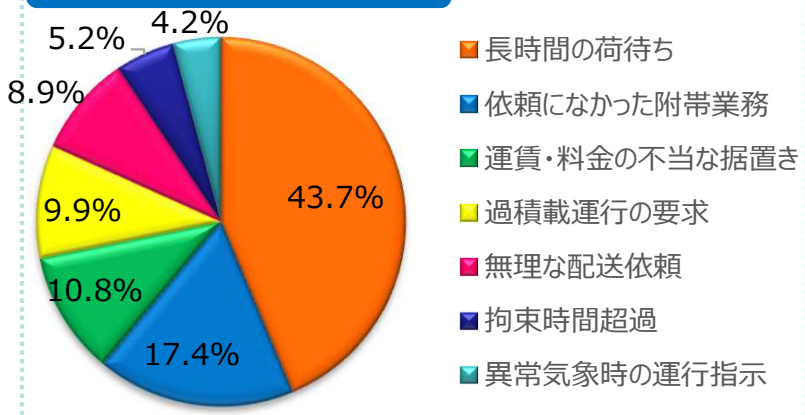

「働きかけ」等の実施件数

要請：５件　働きかけ：142件

※令和元年7月～令和5年8月末までの累計

改正後

上記について「当分の間」の措置とする